

第二十六回 参議院社会労働委員会會議録第十八号

昭和三十三年三月三十一日(日曜日)午後四時四十分開会

委員の異動

本日委員森田義衛君辞任につき、その補欠として田村文吉君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 千葉 信君  
理事 高野 一夫君  
神原 亨君  
山本 経勝君  
早川 慎一君

委員

勝保 稔君  
草葉 隆圓君  
紅露 みつ君  
近藤 鶴代君  
谷口弥三郎君  
寺本 廣作君  
横山 フク君  
吉江 勝保君  
木下 友敬君  
藤田藤太郎君  
山下 義信君  
田村 文吉君  
竹中 恒夫君  
亀山 孝一君  
衆議院議員  
松浦周太郎君  
労働大臣  
政府委員  
厚生政務次官 中垣 國男君  
厚生省公衆衛生局長 山口 正義君

厚生省社会局長 安田 巖君  
労働政務次官 伊能 芳雄君

本日の會議に付した案件

○失業保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)  
○原子爆弾被爆者の医療等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(千葉信君) これより社会労働委員会を開会いたします。

委員の異動を報告申し上げます。三月三十一日付をもって森田義衛君が辞任され、その補欠として、田村文吉君が選任されました。

○委員長(千葉信君) 失業保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○國務大臣(松浦周太郎君) 失業保険法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

失業保険法は、被保険者が失業した場合に失業保険金を支給して、その生活の安定をはかることを目的とし、昭和二十二年第一回國會において制定され、その後数回の改正によって、制度の整備充実が行われ、今日までよくその機能を果たしてきたことは、すでに御承知の通りであります。また、日雇労働者の失業保険制度は、昭和二十四年第五回國會において、日雇労働者の失業対策の一翼をなすものとして失業保険法の一部改正の際に創設され、自來、日雇労働者の生活の安定のために寄与してきたのであります。

かかるに、最近における日雇労働者の賃金の実情からみまして、現行の日雇失業保険の給付内容は、必ずしも実情に沿わなくなりましたので、その給付内容を改善し、一その効果ある日雇労働者の生活の安定をはかりたいと存する次第であります。

また、この機会に、日雇労働者の失業保険制度の適用区域の整備をはかり、さらに日雇労働被保険者を一般の失業保険の被保険者に切りかえる取扱いを実情に即して行いよう措置いたすとともに、失業保険金額の自動的変更に関する規定を合理化する等、失業保険事業の一そう円滑な運営をはかるため、失業保険制度を整備いたしたいと存する次第であります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。次にその概要を御説明申し上げます。

まず第一に、日雇労働者の失業保険制度について、失業保険金に二百円の日額を新たに設け、従来の百四十円及び九十円の日額のうち九十円の日額を廃止し、保険給付内容の改善をはかった点でございます。

これは、失業保険の被保険者である日雇労働者の平均賃金がこの制度創設の当時に比して相当上昇いたしましたので、失業対策事業の就労者の賃金も来年度より引き上げられることとなりまして、この機会に失業保険金の引き上げを実施することとしたし、新たに二百円の失業保険金の日額を定めたのであります。また、従来の九十円の失業保険金の日額につきましては、この段階に属するものが、ほとんどまれであり、存続する実益がありませんので、これを廃止いたしました。

二百円の失業保険金は、賃金日額二百八十円以上の被保険者について支給することとしたしますが、その結果被保険者中約七〇%の者がこれに該当することとなるのであります。

なお、給付内容の改善に伴いまして、保険料額につきましても、新たに賃金日額が二百八十円以上の被保険者についての保険料を十円と定め、これを事業主及び被保険者が折半負担することとした次第であります。

次に、日雇労働者の失業保険制度の適用区域を整備いたすこととした点であります。

この失業保険制度の適用区域は、従来市町村単位に定められておりましたが、最近の市町村合併の結果、果市町村の区域は著しく拡大されることがなつたのであります。適用区域の拡大されたことに対しては、公共職業安定所の分庁舎を増設する等その機能を強化し、これに対処いたしておりますが、山間僻地、離島等においては日雇労働者の数も少く、そのすべてにわたって対処することは不可能であり、日雇労働者がこの日雇失業保険制度を利用することができない事情が実際問題として生じておりますので、かかる地域については適用区域から除外することができざる道を開くこととしたのであります。

次に、日雇労働被保険者を一般失業保険の被保険者に切りかえる取扱いを实情に沿うよう改めることとした点であります。

従来日雇労働被保険者が二月の各月において十八日以上または六月において六十日以上同一事業主に雇用された場合は、すべて一般の被保険者とする事となつていたのであります。が、港湾関係の事業、建設業等におきまして日雇労働者が同一事業主に継続的に雇用される状態に必ずしもない場合は、かかる日雇労働被保険者については、公共職業安定所長の認可を受けることにより、一般失業保険の被保険者に切りかえることなく、引き続き日雇労働者の失業保険の被保険者として認めることとしたのであります。

次に、一般の失業保険制度における失業保険金額の自動的変更について合理化をはかったことでもあります。

現行法では、労働省で作成する毎月勤労統計における工場労働者の平均給与額の上昇または低下した比率が二十パーセントをこえるときは、失業保険金額表を改正することとし、その改正前に離職して改正時に現に受給中の者に対しては、平均給与額の上昇または低下の比率に応じ一律に増額または減額した失業保険金を支給することとなつておりますが、一年以上数年を経過して初めて二〇%の上昇または低下があるような場合においては、現行法によるこの増額または減額の措置

は、著しく不合理な結果を生ずるものでありますので、失業保険金の増額または減額の措置は、失業保険金額表の改正が行われた場合において、その改正の基礎となった前月の十二月間における労働者の平均給与額の上昇または低下の比率が二〇%をこえるものであるときに限り行い、かつ、その増額または減額についても、一律の率によることなく、受給者の離職した月にかかる平均給与額に対する当該改正の基礎となった平均給与額の上昇または低下の比率を配慮して措置することとしたのであります。

以上が今次改正の主眼とするところであり、このほか必要な条文の整備を行い、一國適正法の運用をはかりたいと存する次第であります。

何とぞ御審議の上、すみやかに可決せられますようお願い申し上げます。

○委員長(千葉信吾) 本案に対し、御質疑を願います。

○藤田藤太郎君 まず第一に質問したいのでございますけれども、今度の保険金の給付の問題について、前は百四十円、九十円というのを二百円、百四十円ということにして、その条件をいまして、この二百八十円以上が二百円支給ということになっている。そうすると、六大都市なんかは二百八十円以上になると思えますけれども、二、三十円という少しの差だけでも、二百円を受けられないで、百四十円になってしまふ、こういう問題が具体的な問題として出てくるわけなんです。そういう点についてまず第一にお聞かせ願いたいと思います。こういう場合に不合理性というものが出てくるのだけれども、そこらあたりは労働省はどういう工合に見ておられるか。

○國務大臣(松浦周太郎君) 二百八十円を二、三十円減つても二百五十円であつても二百円減つたらいいではないかという御質問だと思つてますが、これは衆議院でもかなり議論になつたような線でありまして、けれども、政府といふものが平均いたしました、ただいま説明いたしましたように、大体七〇%が二百八十円の方になっておるのでございまして、それで全国平均しまして二百八十円の適用を受ける人の方が多いという点でかように考えたのであります。

もう一点は、かりに二百五十円にいたしますと、この健康保険であるとか、その他のかかりを差引くと、二百二、三十円の手取りの金額になるのですね。そうすると、二百二、三十円ぐらいのものを働いてもらつても、うちで保険金をもらつてしまつてしまつて、残りが少ないというふうな考えを起しはしないかというところにも心配があるのではありません。それで、大体後者の点は少し勤まり過ぎておられますが、大体七〇%が二百八十円を取つておる人々であるという建前の上立つて二百八十円を堅持して参つた次第であります。

○藤田藤太郎君 その問題でなければ、私たちが二百三十円とか二百二十円という問題ではなしに、二百八十円の少し下のところあたりの陳情を各地の日雇労働者から非常に受けておるわけですから、ちよつとの差で、百四十円と二百円になるといふ基準をどこで引くかというところは必ずしも問題ではないかと思つておられます。

○藤田藤太郎君 もう一つは町村合併なんかをいたしまして、その地域差といふ点で、地域給といふ点で、そういうところで、同じ町村のうち、市のうちにおいて差ができるわけですか。

てあげなくちゃいかぬのじゃないか。そういう意味でお尋ねをされているわけですね。それから次の点ですが、待期日数というものは大体六日あるわけですね。そうすると、これは東京あたりの例をとりますと、六日間、就労義務が大体二十四、五日くらいあるというのだからこれはいいことに違ひないけれども、しかし、そういうところでは六日間の待期日数ということになると、三日や五日くらいあふれてもかかつかないで、せつかくかけている保険金をもらえないという問題が出てくるわけですね。だからこの点は何か、仕事にあふれるのですから、この点はやはり何とか考慮しなければいけないのじゃないかと思つて、この点について。

○國務大臣(松浦周太郎君) この待期日数の問題については、衆議院でいふん議論になつた点でございしますが、お問ひになるお気持は私もよくわかります。わかりませんが、現在の状況において一日の待期日数を縮めることによつて相当多額の経費を必要とするのではありません。でありますから、この保険法にもありますように、今後、日本の産業経済が発展して参りまして、この日雇関係、保険関係のこの経済の内部も余裕が生じて参るようになりまして、たならば、十分に待期日数を縮めていくということが、法の精神でございまして、その方向に善処いたしたいと思つておられます。

○藤田藤太郎君 非常にごまかい問題ばかりを質問したのですけれども、私はここで労働大臣に聞いておきたいと思つておられるので、平均昨年は二十一日、今年は二十日というように出しておられたと思つておられる。その問題も重要な問題です。何とかしてこの人の安

ね。だから一つの行政区画になつたような場合は、やはりその行政区画の中心になる基準に合はしていくという配慮が必要でないかという工合に考えるのですが、この点について。

○國務大臣(松浦周太郎君) 今の問題でございしますが、町村合併いたしましたことによつて、農村を中心とする市などになりますと、私の選挙区にも三つばかり市が急にふえたのですが、香川県から市の市が北海道は幾つもできちゃつたんです。特に離島をこらませた市もできたのです。ということ、離島の制度をやるとしても、なかなかこれはできないのでございまして、できるだけそういうようなところにおいては、お問ひになりましたような分庁舎などを作りまして、これを取り扱います役所の拡充強化をはかつて、なるたけ一つの町村としてまとめていきたいのでございまして、離島や山間僻地におけるところになりますと、なかなかなかなかそれはいかないものであります。日雇労働者になつておる数も非常に少ないものでございまして、そういうところでは、特別に取扱いができるだけお問ひになりました精神を体しまして、一つの町村に合併されたものは、できるだけ同一の扱いをいたしたいように努力いたしたいと思つておられます。

○藤田藤太郎君 非常にごまかい問題ばかりを質問したのですけれども、私はここで労働大臣に聞いておきたいと思つておられるので、平均昨年は二十一日、今年は二十日というように出しておられたと思つておられる。その問題も重要な問題です。何とかしてこの人の安

い賃金で、たとえば二十日働いて三百円なら六千円しかもらえない。こういう生活を無視してどうかという重大な問題が一つであります。しかし、もつと今現実の問題として現われておる問題は、たとへば東京は二十四日、京都なんかは十五日である。それがあふれておるといふこの現実、たまたま昔から失業対策事業を立てるのに、産業活動の緩慢なところといふ点で、経済力のない県といふ点で、そういうところには非常に日数が少い、産業活動の回転のいいところには就労日数が多いということになるわけですね。だから、私はまず第一に、現実の問題として、就労日数の低いところには、政府はやはり特別の措置を講じるといふお考えを、私は立ててもらわなければいけません。私は立ててもらわなければいけません。そういうところは、ずつと深く調べてみますと、地方行政の、財政の赤字とか、財政上の困難というふうな問題が、政府がワクを与えても、その地方財政がまかない切れないという問題が、現実の問題として出ておるわけですね。だから、私は一定の、平均的に地方財政でまかなえるところはいかぬけれども、まかなえないようなところには、特別の措置を、国家が全額負担をして、失業対策の費用を行つていふような格好のものを配慮すべき時期が、もう長い間、一年とか二年とか、もうアンバランスになつた問題じゃないか、ずつと戦後の引き続いておられる府県、地域という問題を、私は重大な問題だと考えておる。だから今申し上げましたような問題点について、一つずつと総合的に御説明を願います。

○國務大臣(松浦周太郎君) お説の点は、地方財政の窮乏は、日本の全体につきましても、ほんとうに重要な問題でございませう。特に私どもの住む北海道は、冷害凶作、水害凶作等が引き続きまして、各町村等も行き詰まっております。失業対策事業だけのみならず、一般開墾に対する補助金も、国が補助金をやるといっても、町村は断わるといふふうにもなつて参りまして、これは実に憂慮すべきことであります。特に再建整備に入つて居る町村のごときは、失業者がたぐさいるけれども、その事業を受けてやれば、町村が負担し切れないから、受けられないという悩みがあることを、十分承知いたしましたので、今年率は少ないのではございませうけれども、五分の四の高率補助をなす地域も考えまして、今後これを調査いたしまして、それぞれの指定をいたしたいと考えている次第でございます。

○藤田藤太郎君 今度労働省が、労働省といふよりも、内閣雇用審議会という設置法の問題が出て、こちらの内閣委員会を上げて、衆議院の内閣委員会でも、より上るような状態、この措置を振り返つてみると、内閣の失業対策審議会というものが、要するに緊急失業対策についていろいろの答申をしてきたその中に、何といつても今私が申し上げましたようなアンバランスの府県に対しては、政府は特別の全額国庫補助、負担によつて、負担といふよりも、補助といふよりも、そういう形で失業者を救済すべきだという答申を、繰り返して政府に出しているのが、政府は知らぬ顔で来たと思ふのであります。文書を持つていくのですか

ら……だけれども、歴代の今の政府は、それを十分に聞いていない、非常に残念だと思ふ。政府が作つてこしらへて、答申を出して具体的に、現実の事実として現われて居る問題を、知らぬ顔をして見ているという手はないと思ふ。だからそういう問題と合せて、私は最善の努力をしていただきたいというところを、特につけ加えておきたいと思ふのであります。いろいろ質問したいことはたくさんありますけれども、問題になりません点は、そういう問題について、今の状態だけではなかなか納得できない問題が、われわれにあるのです。これから審議に入るわけなんですけれども、何としても、片方では生活保護法があり、ポーター・ライン九百七十二万の人がいる、失業者が六十万、潜在失業者一千万といわれておるような状態の中で、私はこれも社会保障の一つの柱になると言つていいほどの失業対策の問題、これは重要な問題だと思ふ。外国の失業対策のようにな、摩擦失業で、次の機会があるまで待つて居るといふような失業じゃ日本はないわけなんです。失業の固定化といふんですか、その貧困の状態といふものは、もう失業の機会が永年になつてきている、固定化しているという状態だから、むしろ全体の力でこの人の仕事を、生活を守つていかなければならぬという基本的な立場に立つて、盛んに社会保障を確立すると言つておられるのですから、そういう点を十分に一つ考へて、推進していただきたいということ、私は最後につけ加えておきたいと思ふ。

○國務大臣(松浦周太郎君) 藤田委員の御心配はまことにごもっともでございます。今度内閣に、週日御審議いただきました雇用審議会が設立されますが、失業対策委員会を受けつて行つてございまして、五分の四の高率補助の問題について、御要求は全額補助であるようではございませうが、財政経済その他の関係において、一挙に全額補助といふことができなかったら、程でございますから、一応五分の四の程度でいたしておきますので、今後雇用審議会の方で十分御調査願ひまして、御期待に沿うように努力いたしたいと思ひます。

○委員長(千葉信君) 他に御発言もございませぬようですから、質疑は尽きたものと認めることに御異議ございませぬか。

○委員長(千葉信君) 他に御発言もございませぬようですから、質疑は尽きたものと認めることに御異議ございませぬか。

○委員長(千葉信君) 他に御発言もございませぬようですから、質疑は尽きたものと認めることに御異議ございませぬか。

○委員長(千葉信君) 他に御発言もございませぬようですから、質疑は尽きたものと認めることに御異議ございませぬか。

○委員長(千葉信君) 他に御発言もございませぬようですから、質疑は尽きたものと認めることに御異議ございませぬか。

○委員長(千葉信君) 他に御発言もございませぬようですから、質疑は尽きたものと認めることに御異議ございませぬか。

○委員長(千葉信君) 他に御発言もございませぬようですから、質疑は尽きたものと認めることに御異議ございませぬか。

○委員長(千葉信君) 他に御発言もございませぬようですから、質疑は尽きたものと認めることに御異議ございませぬか。

○委員長(千葉信君) 他に御発言もございませぬようですから、質疑は尽きたものと認めることに御異議ございませぬか。

○委員長(千葉信君) 他に御発言もございませぬようですから、質疑は尽きたものと認めることに御異議ございませぬか。

○委員長(千葉信君) 他に御発言もございませぬようですから、質疑は尽きたものと認めることに御異議ございませぬか。

主要な部分二点を、この今申し上げました付帯決議の中の主要な問題といたしまして、最善の努力を政府ではかっていただきたいと思います。

もう一度言いますと、待期日数を短縮するという事、それから二百八十円をせめて二百五十円くらいにして、二百円の現金がもらえるようにしてもらいたいという事をこの内容といたしまして、付帯決議を提案する次第でございます。

○委員長(千葉信君) ただいまの藤田君提出の付帯決議案を本委員会の決議とすることに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕  
○委員長(千葉信君) 全会一致でございます。よって藤田君提出の付帯決議案は、本委員会の決議とすることに決定いたしました。

○委員長(千葉信君) 次に、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律案を議題といたします。

○政府委員(中垣國男君) ただいま議題となりまして原子爆弾被爆者の医療等に関する法律案につきまして提案の理由を御説明いたします。

昭和二十年八月、戦争末期に投ぜられた原子爆弾による被爆者は、十余年を経過した今日、なお多数の要る人におきましても突然発病し死亡する等、これら被爆者の健康状態は、今日においてもなお医師の綿密な観察指導を必要とする現状であります。しかも、これが、当時予測もできなかった原子爆弾に基くものであることを考へ

ますとき、国としてもこれらの被爆者に対し適切な健康診断及び指導を行い、また、不幸発病されました方々に對しましては、国において医療を行ない、その健康の保持向上をはかることが、緊急必要事項であると考へるのであります。これらにつきましましては、政府といたしましても昭和二十九年年度以降若干の予算を計上して、広島、長崎両県に居住する一部のに対し逐次精密検査及び研究治療を行なつて参つたのであります。被爆者の現状にかんがみますれば、今後全国的にこれが必要な健康診断と医療とを行ない、もつてその福祉に資することといたしたいと考へ、ここに原子爆弾被爆者の医療等に関する法律案を提出した次第であります。

次に、その要点について簡単に御説明いたします。

第一は、原子爆弾が投下された当時、広島市、長崎市に居住していた者、その他原子爆弾の放射能の影響を受けていると考へられる人に対しまして、その申請に基づき都道府県知事において被爆者健康手帳を交付し、毎年健康診断及び必要な健康上の指導等の健康管理を行うことにより、疾病の早期発見その他被爆者の健康の保持をはかることとしたのであります。

第二は、健康診断の結果等により、原子爆弾の傷害作用に起因して負傷し、または疾病にかかり、現に医療を要する状態にあるような被爆者に対ししましては、その申請により必要な医療の給付を行うこととしたこととであります。

この場合において、当該負傷または疾病が原子爆弾の傷害作用に起因する旨の厚生大臣の認定を受けることとし、厚生大臣は、必要があるときは、

後に述べます審議会の意見を聞くことといたしております。

第三は、医療の給付は、厚生大臣が審議会の意見を聞いて指定する医療機関において行うこととし、被爆者に適正な医療が行われるよう措置し、また、これが確保をはかるため必要な監督規定を設けたこととであります。

なお、被爆者が緊急その他やむを得ない事由により非指定医療機関等において医療を受けた場合におきまして、必要があるときは、医療の給付にかえて、医療費の支給ができることといたしております。

第四は、先に述べました事項その他被爆者の医療等に関する重要事項につきまして調査審議いたしますため、学識経験者等よりなる原子爆弾被爆者医療審議会を設けたこととであります。

第五は、この法律の施行に要する費用は、全額国庫の負担において行うこととし、また、健康診断等都道府県知事の行う事務につきまして、広島市及び長崎市は、広島市長及び長崎市長においてこれを行うこととしたこととあります。

以上が、この法律案を提出いたしました理由並びに内容の概略であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さるようお願いする次第であります。

○委員長(千葉信君) 次に、本案に対する衆議院の修正点につきまして、衆議院議員亀山孝一君から説明を願います。

○衆議院議員(亀山孝一君) 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律案に對する衆議院の修正案につきまして御説明申し上げます。一応修正案を讀んでみます。

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律案の一部を次のように修正する。

第七十二条の十四第一項ただし書中若しくは児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)を、「児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)若しくは原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十三年法律第五号)」に、「若しくは育成医療の給付を」と、育成医療の給付若しくは医療の給付」に改める。

○政府委員(中垣國男君) お答えいたします。本法律案の原爆被爆者としての対象は、爆弾が投下されました当時、広島市並びに長崎市に所在をしておられました方々、それから投下された後、二週間以内にお見舞いあるいはまた、救出作業等に参りまして原爆患者になられた方、そういう方が中心でございます。その他の方は対象になつておりません。

○勝保稔君 そうしますと、今度はイギリスあたりで水爆実験をやつたその被害者の方々はどういふようになりますか。

○政府委員(中垣國男君) 勝保先生にお答えいたします。そういうものはこの中には含まれておりません。

○勝保稔君 そういふものはそうすれば、どういふような御処置をおとりになるお考えでございますか。

○政府委員(中垣國男君) 原爆関係の原子病にかかれた方に対しましては、的確な資料の抽出が非常にむずかしいといふことと、それから原爆の患者でなくとも突は原子病といふものがあるといふことから、調査をいたしますのに非常に確実性が得られませんが、ただいまのところ、そういう患者を選び出します際に的確な資料を得られるもの、そういう点から長崎市並びに広島市に限定をした次第でございます。

○横山フク君 この法律で、費用は全額国庫負担とありますけれども、その全額国庫負担というのは実額全額でございますか。たとえば国民健康保険でも、国保でも事務費全額国庫負担というけれども、実際は百二十五円のが八

十五円といったようなことになってお  
りますが、私この間、長崎の方に行き  
ましたときに、長崎のこの方の係の人  
にその点に関してはっきりした考えを  
聞かしてほしいということをおかれ  
て、私もいずれそれがかかったときに  
その点を確かめるということをお約束し  
て参りましたが、その全額というの  
はどういう限度ですか。厚生省の査定  
の全額というのはいづれ地方の実情とは  
食い違つておるのです。たとえ二分  
の一の指定でも厚生省の二分の一は地  
方の三分の一にも当らぬことが再三あ  
るわけですね。これはどういふ全額で  
すか。そこら辺を伺いたいと思いま  
す。

○政府委員(山口正義君) 数字の問題  
になりますので、私からお答え申し上  
げたいと思つて、費用につきまして  
は、健康診断に要します費用、それ  
から医療に要します費用、それからそ  
れに伴いますいろいろな事務的な費用  
がござりますが、健康診断に要します  
費用につきましては、一応一般の健康  
診断と精密健康診断と二通りに分けて  
ございます。一応単価を算定いたしま  
して、一般の健康診断につきまして  
は、健康保険関係で申しますと五十  
九点、それから精密の健康診断でござ  
いますと百三十三点、その中から十九点を  
引きましたものを基準といたしてあり  
ます。それを地方に交付いたしますと  
きは、政令で定めて交付したい。そ  
ういふふうに考へておりますが、現実  
には、このかかります費用を地方に迷  
惑をかけるないように全額を出したいと  
思つております。

一件当り四万円、外科が二万五千元、  
眼科が二万円というより平均で出し  
ております。これも従来経験から見  
まして、従来研究に治療いたして  
おりました額の基準はもう少し低いので  
ござりますが、従来経験からかんが  
みてこの基準をこの程度に上げたので  
ござりますが、従来経験からしまし  
ても、入院期間の長い人もあれば短い  
人もござります。その点実際にかか  
た額を出すようにして、地方に御迷惑  
をかけないようにいたしたいと思いま  
す。

○横山フク君 事務費はどうなんで  
す。  
○政府委員(山口正義君) 事務費とい  
たしましては、健康診断に要します手  
帳の費用とか、あるいは通借費とかそ  
れから消耗器材費その他ございます  
が、それも一応基準をもつて計上いた  
してあります。これも全額国でもつ  
て、地方に迷惑をかけるわけにござ  
りたいたと考へておるわけにございま  
す。  
○横山フク君 その基準をもつてされ  
るので全額なんですけれども、その基  
準が非常に辛いので、相当の人数が  
一カ所に密集してありますと、小さな予  
算の中から、いただくのはありますが、  
けれども、事務費が非常にかかるし、  
そして少しのお金をいただくのに四十  
も判を押すというよりなことになる  
ものではないかと考へておるわけに  
ござります。ともなかなわぬというこ  
とがあつたので、そういう点はよく御  
考慮を願いたいと思つております。

○委員長(千葉信君) ちょっと速記を  
とめて。  
〔速記中止〕  
○委員長(千葉信君) 速記を始めて。  
他に御発言もござりませんか。よろ  
から、質疑は尽きたものと認めて御異  
議ござりませんか。  
〔異議なし〕と呼ぶ者あり  
○委員長(千葉信君) 御異議ないと認  
めます。  
それではこれより討論に入ります。  
御意見のおありの方は賛否を明かにし  
てお述べを願います。  
なお、修正意見のおありの方は討論  
中お述べを願います。  
別に御意見もござりませんか。よろ  
から、討論は終局したものと認めるこ  
とに御異議ござりませんか。  
〔異議なし〕と呼ぶ者あり  
○委員長(千葉信君) 御異議ないと認  
めます。  
それではこれより、原子爆弾被爆者  
の医療等に関する法律案について採決  
いたします。本案を原案通り可とする  
ことに賛成の方の挙手を願います。  
〔賛成者挙手〕  
○委員長(千葉信君) 全会一致でござ  
います。よつて本案は全会一致をもつ  
て、原案通り可決すべきものと決定  
いたしました。

○委員長(千葉信君) 御指摘の点  
は十分気をつけて実施に当るようにし  
たいと思つております。  
なお、本会議における口頭報告の内  
容、議長に提出する報告書の作成その  
他の手続等につきましては、委員長に  
御一任願いたいと思つて存じますが、御異議  
ござりませんか。  
〔異議なし〕と呼ぶ者あり  
○委員長(千葉信君) 御異議ないと認  
めます。

それから報告書には多数意見者の署  
名を付することになっております。か  
ら、本案を可とされた方は順次御署名  
を願います。  
賛成者署名  
山下 義信 山本 経勝  
藤田藤太郎 木下 友敬  
竹中 恒夫 早川 慎一  
草葉 隆圓 高野 一夫  
勝俣 稔 近藤 鶴代  
紅露 みつ 谷口弥三郎  
榊原 亨 横山 フク  
吉江 勝保  
○委員長(千葉信君) 本日はこれ  
をもって散会いたします。  
午後五時三十四分散会

昭和三十三年四月三日印刷

昭和三十三年四月四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局